

東京都の入札契約改革について

2017年3月30日

上智大学法科大学院

教授 楠 茂樹

1 はじめに

- 東京都の入札契約制度及びその運用に関わる問題認識、考察、解決の方向性についての見解、提案
- 内部統制PTにおいて提示されている諸論点についての見解の提示
- 改革案において想定される便益と費用の考察
- 具体的施策の一長一短の認識

2 入札契約制度改革について

1) 予定価格公表時期：事前公表から事後公表へ

- 落札率の「大幅な」低下は期待できるか？
- 応札者は増えるか（応札のためのコストの考慮）？
- 不落のリスク（高価格入札・低価格入札の蓋然性）、
一者応札との関係
 - 再度入札のあり方、
低入調査の工夫が課題となる
- 「国の方針に合わせる」という誤解
(需給バランスの想定が異なる)

2 入札契約制度改革について

1) 予定価格公表時期：事前公表から事後公表へ

- 情報漏洩への対策

(参考：今年3月1日付、同8日付産経新聞記事)

- 東京都は発注件数もその規模も桁違い
- そのリスクは他の発注者の比ではない
- 官製談合防止法の運用の積極化、厳格化
- 予定価格の聞き出しと下限価格の聞き出し
(最低制限価格設定、低入調査のあり方にリンク)
- コンプライアンス研修の徹底？
情報管理マニュアル？ 内部通報？
独立した調査部門？(まずは事件の分析から)

- 一度コミットしたからには「不祥事→後戻り」は都民の信頼を裏切る

2 入札契約制度改革について

2) 一者応札問題

- 構造的な一者応札(例えば、システム構築とメンテナンスの関係)なのか、発注者が恣意的に入札参加資格等を操作した結果なのか、需給バランスの問題なのか、実は競争の結果なのか？
- 構造的な一者応札の場合には、(1)そういった構造自体を作らない、(2)不可避の場合、競争入札に固執しない

2 入札契約制度改革について

2) 一者応札問題

- 「一者」を「二者以上」にする方策とその帰結？
 - 入札参加資格の緩和
 - 望ましくない業者の参入を回避できるか？
 - スペックの緩和、発注内容の見直し
 - 調達目的を実現できるか？
 - 公告期間、工期の延長
 - 「時間」的な観点からアンワイズの可能性も

2 入札契約制度改革について

2) 一者応札問題

※ 考えなければならないもの

「二者以上」を目指す結果得られるかもしれない落札率の低下

VS

そのために生じるだろう他の帰結との比較

: ワイズスペンディングの本質とは「予想される効果の総合的な比較」=不確実性への対処

2 入札契約制度改革について

2) 一者応札問題

- 一者応札案件の無効化について
(留意すべき点)

「再度入札までの時間的ロス」

: 公共調達で忘れられやすい要素

「再度入札における不調(「契約(応札)の自由」)」

: 不落随契すらできない

「二者以上応札にするための

競争条件変更によるリスク」

2 入札契約制度改革について

2) 一者応札問題

- 一者応札案件の無効化について

(留意すべき点)

「予定価格の実質的引上げ

(それこそ説明責任が問われる)」

「無効を回避したい発注者側主導の

ダミー応札(法令違反)の危険」



試行から始めて軌道に乗せるべき

2 入札契約制度改革について

3) 最低制限価格

- 本来は競争的価格＝適正価格
(下限を決めるべきでない)
- 最低制限価格の効用は「不確実性への対応」「行政コストの削減」
- 低入札価格調査の工夫
(どれだけの行政コストがかかるかのシミュレート)
- 供給過多＝ダンピングが多発する時期には最低制限価格は有効
(そうでないならば、最低制限価格は一定の範囲に限定されるべき)

2 入札契約制度改革について

3) 最低制限価格

- 都民ファーストの観点から何を選択すべきか？
(不確実性がゼロで、行政コストがゼロなら下限は撤廃されるべきだが、そうでない場合には何をどう選択すべきか？)

2 入札契約制度改革について

4) 総合評価方式について

- 公共工事品質確保法
 - 価格と質のバランス
 - : 総合評価で何を評価するのか
(指名から一般へ、価格のみから総合評価への経緯の再確認)
- 適正な利潤の確保 : 担い手確保
- 公共契約による政策実現
 - : 例えば公共調達における女性活用、公契約条例
- 総合評価(の過程)の「見える」化が課題
- 不服申立等のbid protestの環境整備

2 入札契約制度改革について

5) チェック体制について

① アカウンタビリティ

- 今年3月1日産経新聞1面、21面
「都港湾工事入札漏洩か？」「奇跡通り越して不可解」
→ 都のコメント「偶然の産物」
- 都側が疑われている以上、都による「その場しのぎ」的な説明では都民の信頼にはつながらない
(「安心」の確保にはならない＝不信感の蓄積＝行政への支障)
- 豊洲市場やオリ・パラにも共通する

2 入札契約制度改革について

5) チェック体制について

① アカウンタビリティ



- 入札契約に詳しい専門家、法的問題の調査を得意とする弁護士等による「第三者会議体（公正入札調査会議）」を通じた説明責任を果たす機関の設置（WEB等での速やかな情報開示、調査結果の公表）は一案ではないか？
- 専門性と速報性の確保＝都民の信頼
- 必要に応じた「深掘り」調査と報告

2 入札契約制度改革について

5) チェック体制について

② 経済的、統計的考察の必要性

- 日本経済新聞今年2月21日(電子版)
「天下り、工事落札に影響 1人受け入れ0.7ポイント
上昇:近畿大など分析」
- 同グループは、「再度入札における同調的行動(逆
転がないこと)」の統計分析も行い、談合が存在した
ことの科学的考察を行っている(間接的には予定価
格の事後公表が談合の歯止めになっていないこと
の説明にもなるだろう)。

2 入札契約制度改革について

5) チェック体制について

② 経済的、統計的考察の必要性

→ 東京都でも入札監視委員会あるいはその他の研究会等で、入札契約の不正等を統計的に考察、検討するべきではないだろうか？

それに基づくルール作り

→ 科学的な知見を活かしたシステマティックなワイズスペンディングに

3 その他(JV結成義務付け)

- 競争性の観点からいえば、「選択制」が妥当
- JVの独禁法上の懸念
- 極端なJV義務付けは「市場分割」を誘発する危険
(例:40者、10者JV義務付け、4工区)
- しばしばある「ゼネコン+地元業者(あるいは中小)」
JVの効用
- いわゆる「二次的政策(secondary policy)」としての妥当性(地元、中小に技術を移転、そもそも実効性があるのか?)
- 官公需法の影響は?

4 補足：豊洲、オリ・パラ問題について

1) 批判から原因究明へ

- 予定価格引き上げ問題、
一者(JV)応札、
土壌汚染対策工事における談合情報、
施設建設発注への影響、
工事費の乱高下
(需給バランスの問題か、発注の構造的な問題か、発注の恣意性の問題か、時間的制約の問題か、予算制約の問題か?)

4 補足：豊洲、オリ・パラ問題について

2) 見逃されている点

- transparencyの対象は？
（入札の結果だけではなく契約過程全般に）
- 例えば設計変更、契約変更
（「復興事業 当初の5倍に跳ね上がった契約額」今年
3月4日NHKニュース7）
- 再度入札における発注条件の変更
→ 表面的な開示情報ではわからない

5 最後に

- 問題は単純ではない
- 「不確実への対応」という視点が重要
- 一方で、「甘え」からの脱却も必要
- 最後は知事の決断